



年金 Q&A Vol.1

Q

私は、昭和28年4月12日生まれの地方公務員です。
退職共済年金の支給開始年齢が生年月日に応じて段階的に上げられていたと聞いたことがあります。定年退職後の生活設計をしたいので、私の退職共済年金の支給開始年齢を教えてください。

A

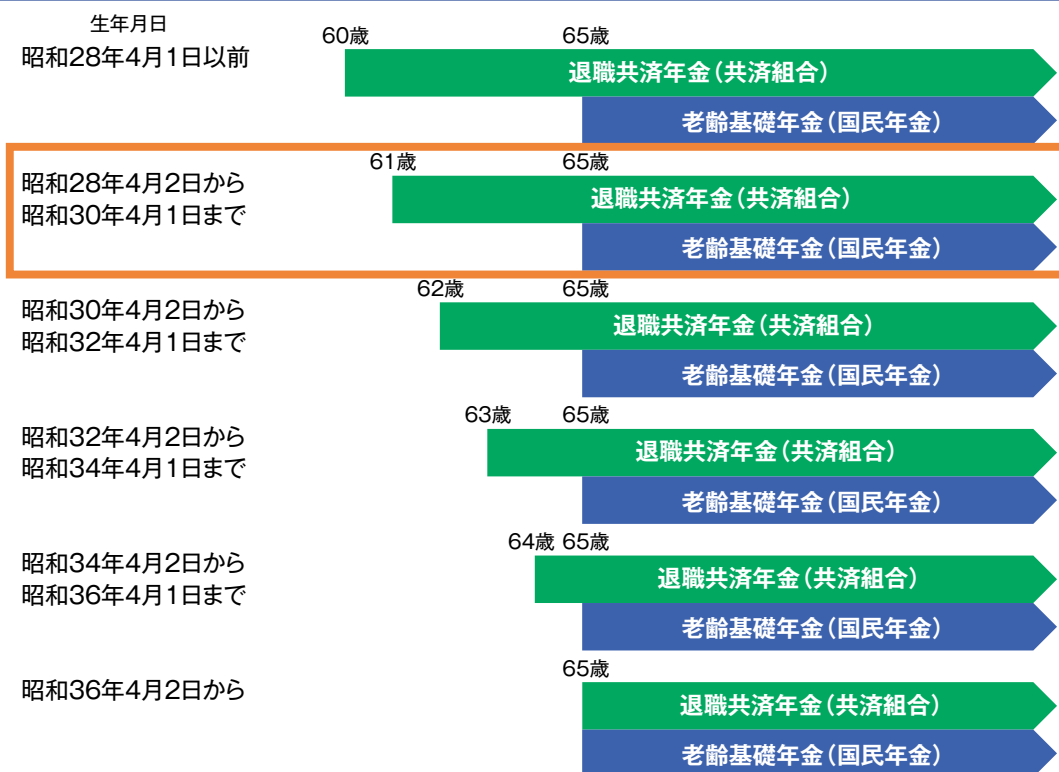
あなたの退職共済年金の支給開始年齢は、61歳からとなります。

退職共済年金は、本来65歳から支給されることとなっていますが、公務員共済の加入期間が1年以上ある方が公務員共済、厚生年金、私立学校教職員共済組合及び国民年金の期間を合算して原則25年以上有する場合は、その方の生年月日に応じて、支給開始年齢が次のとおり定められています。

そのため、昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた方の退職共済年金の支給開始年齢は、61歳からとなります。

なお、定年退職が60歳の場合は、定年退職から支給開始年齢までに間があくこととなりますので、ご注意ください。

一般組合員の場合



- ※ は共済組合が、また、 は日本年金機構が支給する年金です。
- ※65歳から支給される退職共済年金には、配偶者（65歳未満）で一定の要件に該当する方がいる場合、加給年金額が加算されます。
- ※共済組合の加入期間が1年未満の方の退職共済年金は、生年月日にかかわらず65歳から支給されます。
- ※特定警察職員又は特定消防職員の方は、一般組合員より6年遅れのスケジュールとなります。

また、「地共済年金情報Webサイト」では、現役世代の皆さまが将来受給することとなる退職共済年金の見込額や共済組合の加入期間に係る老齢基礎年金の見込額などがご覧いただけますので、将来の生活設計などにご活用されてはいかがでしょうか。

(執筆/地方職員共済組合)